

令和 5 年 7 月 5 日

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局長 阿久根 徹 様

理療教育学校関係者評価委員会
委員長 石原 康博

令和 5 年度理療教育学校関係者評価委員会(報告)

標記について、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育学校関係者評価委員会設置要綱(令和元年 8 月 22 日)に基づき、下記のとおり開催して評価・検討を行いましたので、その結果を報告いたします。

記

1. 本委員会の目的

理療教育の教育活動の観察や意見交換等を通じて、令和 4 年度学校評価(自己評価)の結果の適正性について評価することを基本的な目的とする。

2. 開 催 第1回 令和5年 6月 5日 (月)
第2回 令和5年 6月26日 (月)
場 所 国立障害者リハビリテーションセンター中会議室

3. 委 員 森 孝史 (あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう関係者)
三浦 修一 (学校関係者)
石原 康博 (地域住民、委員長)
平沼 一郎 (地域住民)
藤井 佳子 (社会福祉教育に関する有識者)

4. 評価・検討の結果(概要)

両日とも、委員 5 名の出席を得て委員会が成立し、予定どおりに開催された。

授業・施設見学を通して、貴センターの教育の状況を把握するとともに、質問への丁寧な回答を得ながら、自己評価が低い項目の理由の確認、及び意見交換等を行ったところ、別紙評価結果のとおり、すべての評価項目において自己評価が妥当であることが確認された。

引き続き、別紙の検討結果(コメント)を参考に、利用者支援や教育環境の充実、教職員の資質向上、地域貢献活動の推進等に取り組まれない。

【別紙】				国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局就労移行支援(養成施設)					
令和4年度理療教育学校評価（自己評価）実施結果及び令和5年度学校関係者評価結果									
※ 各項目に対する総合評価の基準 4:できている 3:ほぼできている 2:ややできていない 1:できていない									
分 野		評価項目		総合 評価	各センターの状況（コメント）				学校関係者評価委員会検討結果 （コメント）
					函館	所沢	神戸	福岡	
Ⅰ	教育理 念・目的	1	自立支援局の基本理念や養成施設の教育目標、目的が定められている	4	基本理念、養成施設の教育目標はしっかり定められている。さらに施術者育成の目的として、理療教育に特化した教育理念の策定を目指し、その導入として今年度は、統一化された授業計画書(シラバス)の書式を用いて、実習における指導目標の統一化、共通の到達目標案を提案、実現した。	基本理念や養成施設の教育目標、目的のとおり、適切に対応している。また、この理念や目標等をHPIに掲載するとともに、利用者への共有も図っている。	自立支援局の基本理念や養成施設の教育目標、目的を定め、ホームページ等に掲載しているが、養成施設の教育理念や目標がないと認識する一部職員には、引き続き周知を図っていく。	自立支援局の基本理念や養成施設の教育目標は整備されている。福岡センターの設置目的、基本理念及び基本方針と併せて、引き続き課内への周知を図ってきたい。	各センター共通の教育理念や目的に基づいた教育目標が設定されており、自己評価は妥当である。さらに、理療教育の指導目標の具体化のための取組みにも着手しており、授業計画書(シラバス)の統一化等がより推進されることも期待する。
		2	中期目標等に沿った運営方針が策定されている	4	施設運営については、運営方針に沿った組織目標に加え、業務運営重点事項に基づいて計画的に取り組んでいる。	運営方針やそれに基づいた組織目標は、適切に策定されており、組織目標に沿った事業計画のとおり業務を進めている。施設運営や利用者支援に関しては、組織的な意思決定を行う会議を定期的に実施している。さらに、認定規則や指導要領を遵守した施設運営も適切に行い、授業計画や実施した研修会等についてもHPIに掲載している。	組織目標に沿って業務重点事項を策定し、年間を通して、適切に業務を実施している。定期的な利用者支援の会議や利用者個々に関する担当者間のケース会議を随時行う等、課題の解決には迅速に対応している。教育活動に関する情報発信等は、随時HP上に掲載し対応している。	年度当初に、自立支援局の運営方針及び組織目標に基づく業務運営重点事項を設定して取り組んでおり、概ね達成されている。	施設運営については、組織的な取組みが実施されており、自己評価はおおむね妥当である。 なお、自己評価の低かったパソコン等の活用による業務の効率化の項目については、厚生労働省全体で活用している共動支援システム更改時の多少の不具合、特に視覚障害者向けメールソフトの不具合が発生したことが原因となった。 既に視覚障害者向けメールソフトの不具合は解消していること、教職員の業務負担軽減のため、ICTを活用した業務文書や成績を含む利用者情報の管理により業務が効率的に実施されていること、さらに、当該システム運用のトラブルに備えた体制が整備されていることが確認された。 引き続き、視覚に障害のある教職員の声を含めて、より良い施設運営に向けた環境づくりが図られることを期待する。
3	運営方針に沿った組織目標が策定されている	4	評価項目6については、教官の体調不良により2年間にわたり、専任教員数の確保が課題となったが、令和5年度は改善が見込まれており、学習する利用者に不利益が生じない運営体制を目指す。			評価項目7については、センター内の教育活動が理解しやすくなるよう、HP上で公開する授業計画書(シラバス)を新様式で作成する等、質的改善を図った。			
Ⅱ	施設運営	4	組織目標に添った具体的な事業計画が策定され、確実に取り組まれている。	4			評価項目8については、12月に執務用PCが更新されたが、音声ユーザーに配布されたPCにおいて、「音声ソフトが使えない」、「メール送受信ができない」などの課題が見つかったため、課の情報機器担当が適宜対応している。音声ユーザーに配布された執務用PCについては、より一層の細やかな設定が必要と考えられ、引き続き組織的に対応していくこととしている。		
		5	施設運営や利用者支援に係る会議などの意思決定システムが整備されている	4	評価項目8については、システムの更新が12月から始まっており、アクセシビリティ以外にも様々な問題が生じているが、センター間の情報共有と他部署との連携により解決を図っている。	評価項目8については、次期厚生労働省LANシステムの一部不備が課題としてあげられる。 つまり、執務用PCが更新された1月から音声ユーザーのPCで音声対応のメーラーが使用できず、システムの再整備までの間、ヒューマンアシスタントが仲介、イントラネットのメーラーに転送する等、メールによる情報共有が維持できる体制を整え、3ヶ月間対応にあたった。			
		6	あはき師学校養成施設認定規則に基づき、あはき師養成施設指導要領を遵守した運営が適切に行われている	4					
		7	教育活動等に関する情報発信や情報開示（情報公開法に基づく対応等）が適切になされている	4					
		8	パソコンや情報共有サーバー等の利活用による業務の効率化が図られている	3					
Ⅲ	教育活動	9	学科等のカリキュラムが体系的に編成されている	4	教育活動については、今年度から3科目について遠隔授業を実施しており、通信環境及び機器等の整備を行った。利用者へのヒアリングから、教官に気持ちを伝えるサインの必要性を確認し対応した。対面授業の実施により対話や交流の機会を得ることの重要性が示されたことから、次年度も対面授業のほか交流の場を設ける。また年度末には教官による遠隔教育の検討会を実施し、次年度に向けて課題に対する解決策を確認した。	教育活動は、あはき関係法令を基に、適切なカリキュラムを編成し、実践的な教育体系のもとに実施している。また、単位認定や進級・卒業などは統一した規程と細則によって定められ、国家資格取得に向けた指導体制が整備されている。就労を見据えた見学や講座、研修会を開催し、幅広い技術の習得と知識の定着を行っている。視覚障害以外に別の障害を併せ持つ方等や、基礎学力の低い利用者に対する支援を担当する特別指導教官を2名配置し、科目担当やクラス担任と協力して、各人に最適な支援を検討、実施している。今年度は10年かけて、国家試験の合格に導いた修了生もいた。今年度も新型コロナウイルスの影響により、教官が外部で受講する研修会への参加は困難であったが、自立支援局教官研修会などにより、教官の指導力や資質の向上にも取り組んだ。また年度末に、教官が日々行っている業務実績、課題等を報告する業績報告会を開催し、6演題8名による報告が課内に共有されるとともに、次年度の業務遂行に向けた一助とした。	教育活動については、統一されたカリキュラム及び進級や卒業の基準等を規程や細則により明確にし、就業に向けた教育を実施している。 資格取得に向けた補習の実施や、受験対策など計画的に実施し、長期休暇中の補習も実施した。 重複障害を有する利用者への対応など、障害特性に配慮した支援のため、実技科目におけるチームティーチングの実施や、特別指導教官を中心とした係で補習対象者の検討を随時実施した。 課内教官研修会を実施し、教官の指導力の向上に努めた。	教育活動については、施術者としての知識、技術、態度面のバランスに長けた利用者の教育を実践するカリキュラム、教育、受験対策が、概ね実現されている。	教育活動については、適切な対応が実施されており、自己評価は妥当である。 具体的には、昨年度の当委員会で指摘した、視覚障害以外の障害や困難を有する利用者のため、特別指導教官が令和5年4月に1名増員(福岡センター)され、利用者への教育支援がさらに充実していることや各センター主催の教官研修会を他のセンターがオンラインで相互に参加できるようICTを活用した取組みが実施されていることが確認できた。 なお、自己評価の低い、教官の指導力育成や研修体制、進級や卒業基準の項目については、評価した教官の主観や感覚的な内容も含まれていたことから、直ちに改善等を行う必要は認められない。自己評価を行う教官に対して、引き続き自己評価の趣旨・目的の周知の徹底を図るとともに、その結果について各センター内で共有を図り、現在実施している各種取組みと合わせて、理療教育の運営改善に生かしていくことが重要と思われる。
		10	実践的な職業教育（実技・実習等）が体系的に位置づけられている	4				評価項目14の課題解決に向けた具体的な対応として、次年度、特別指導教官の配置を行うこととしている。	
		11	単位認定、進級・卒業判定の基準が明確になっている	4				評価項目15について、課員が外部施設へ出向いて受講する研修(8月)と、課員が講師を担当して行う研修(3月)を実施するなど、教官の資質向上のための取組を行っている。	
		12	資格取得等に関する指導体制が整備されている	4				評価項目16について、センターとしての業務報告会はコロナ禍を理由に3年連続中止となったが、書面発表を代替活用する等、教官自身の業務実績を発表する機会を柔軟に設けた。	
		13	就業を支援するための取組（施術所見学や講座等）が行われている	4					
		14	利用者の障害特性に配慮した授業等を行うことができる資質を備えた教官を確保している	4					
		15	教官の指導力育成など資質向上のための取組が行われている	4					
		16	業務報告会等を通じて自身の実績を発信する機会が確保されている。	4					
Ⅳ	学修成果	17	あはき師国家試験合格率の維持・向上が図られている	4	現役受験生の1つ以上の資格取得の維持に努め、第31回国家試験では在籍する利用者2名全員があま指師に合格。はり師は2名中1名が合格、きゅう師は両名共に不合格であった。利用者数の減少とともに成績の低迷傾向が見られ、補習等への積極的な参加を促す支援方法に工夫の余地がある。さらに、早期受験対策として、利用開始前の自立訓練との連携のあり方を継続して検討している。	現役受験生に対する受験対策は、年間計画のもと、個別または集団により適切に実施した。第31回あはき国家試験で、現役生の合格率は、あま指師試験100%、はき師試験は83.3%であった。	入所時から国家試験を見据えた支援の実施など、適切に対応している。第31回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験は、目標の80%以上の合格率達成となり、引き続き、積極的に取り組んでいく。	組織目標に基づき、8割以上の現役受験生が1つ以上合格の達成を実現している。引き続き、合格率の維持・向上に努める。また、早期からの受験対策として受験科目に関する意識調査と到達度チェック試験を受験対策として位置づけ継続実施している。	あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験及びきゅう師国家試験の全体の出題数の増加、特に症例問題が増加しているにもかかわらず、現役生の高い合格率を維持しており、自己評価は妥当である。 引き続き、入学前の自立訓練との連携強化や1年次からの中・長期的な受験対策の充実への取組みに期待する。

V	利用者支援	18	進路・就職に関する支援体制が整備されている	4	適切に対応できており、引き続き、積極的に取り組んでいくこととしている。職場開拓については、卒業後の後支援を提示しながら事業所との良好な関係を構築し新規開拓を図っている。	利用者への支援は、進路・就労、利用相談、健康管理のそれぞれにおいて、担当する課室と協力して、適切な支援体制のもとで実施している。また卒業生への支援では、新型コロナの影響から、オンラインやオンデマンドなどによる新たな開催方法による卒後研修会や卒後特別研修会を実施した。	医療指導専門職を中心に進路・就労に向けた体制や利用者からの相談への対応も確立されており、今年度は進路支援・後支援業務マニュアルや相談対応手順書も新たに作成し、体制の整備を図った。また、利用者の定期的な健康診断や予防接種、毎朝体調チェックを実施している。卒業生に対しては、卒後研修会の開催、就労や自立した生活に向けた後支援を実施している。	組織目標に基づき、講座、見学、相談活動の強化について、関係部署と連携の上、推進している。評価項目21については、コロナ禍で開催を見送った昨年度と異なり、卒後研修会（ハイブリッド形式）と卒後特別研修会（対面形式）を開催した。また、卒後巡回指導の他、メールマガジン配信等の卒業生に対する支援体制を整備している。	利用者への各種支援体制及び卒業生への支援体制については、ともに整備され充実が図られており、自己評価は妥当である。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響下、卒業生に対する研修会について、Web会議システムを活用したオンライン形式にとどまらず、対面研修を併用するハイブリッド形式による開催等、工夫を凝らした取組みを行っており、求められている役割を果たしていることが確認できた。現在も新型コロナウイルス感染症の影響が継続しているが、さらに創意工夫を行い利用者の就職支援の充実に期待する。
		19	利用者相談に関する体制が整備されている	4	評価項目21については、卒業生向けにWeb会議システム利用の研修会を外部機関との連携で函館市で実施した。次年度は札幌市で開催予定である。				
		20	利用者の健康管理を担う組織体制がある	4					
		21	卒業生への支援体制がある	4					
VI	教育環境	22	施設・設備は、教育上の必要性に対応できるよう整備されている	4					利用者に対する教育に必要な施設・設備、安全管理体制及び防災体制については、整備が図られており、自己評価は妥当である。なお、自己評価の低い施設・設備の整備の項目については、各センターとも施設の老朽化に起因するものであることが確認できた。施設の新築等については、直ちに実現できるものではないが、施設や設備に不具合が生じた場合は速やかに対応している点や函館センターのエアコンの設置が実現している点を踏まえると、直ちに改善を要する状況ではないと判断した。また、アクシデントやインシデントが発生した際の対応について、規程に基づく初期対応、報告及び再発防止策が講じられるとともに、それぞれの事例が集積され、これらを活用した事故等の未然防止に資する取組みの一層の継続に期待する。
		23	見学実習、職場見学等の教育体制を整備している	4					
		24	実技・実習における事故防止予防対策・事故対応に関する体制等が整備されている	4					
		25	防災に対する体制が整備されている	4					
		26	利用者の安全管理のための取組等（施設賠償責任保険等への加入、重複障害のある利用者への支援等）が行われている	4					
VII	利用者の募集・受入れ	27	市町村役場、ハローワーク等、関連する機関に対する情報提供等が行われている	4	近隣大学との連携活動で、情報デザインの専門家の協力を得ながら、あはき師の仕事の魅力を発信する冊子の創刊とプロモーションビデオを作成した。今年度は、利用者募集の活動先として、大学等の障害学生支援室を対象として追加して、冊子やビデオを紹介しながら行った。	新型コロナの影響により訪問しての募集活動などは実施できなかったが、関係機関などに募集要項などを含め送付した。また、利用に関する相談から見学対応、年間計画に基づいた利用者選考も適切に実施し、利用者の確保に努めた。	昨年度同様、訪問による募集活動は自粛、以前訪問していた関係機関等へのパンフレット送付や、電話連絡などにより、対象者の有無など状況の確認を行った。利用相談や見学は随時受け付け、利用者選考も適切に実施した。	コロナ禍の影響を受けて書面、電話等での活動に留まった昨年と異なり、現地を直接訪問する募集活動を展開した。また、眼科医を対象にオンラインによる募集活動を3月に実施した。利用者選考については、年3回適正に実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響下で一定の制約がある中ではあったが、利用者募集や受入れに関して適切に行われており、自己評価は妥当である。なお、自己評価の低い点については、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来通りの対外的活動に制約があったことを反映した内容であったことを確認した。しかしながら、活動に制約がある中で、福岡センターでのオンラインでの眼科医に対する募集活動の展開や函館センターでの近隣大学との連携による広報冊子やプロモーションビデオの作成等、ICT等を活用した取組みは特筆に値するものである。
		28	利用者募集活動を実施し、利用者選考は適正に行われている	4					
VIII	法令等の遵守	29	医療従事者の教育に携わる国家公務員として関係法令を遵守した運営がなされている	4	法令等の遵守については、定期的にオンライン研修を受講し基本事項を繰り返し確認している。紙媒体による個人情報は鍵のかかるキャビネット保管の強化を継続している。	国家公務員として必要な関係法令、あはき教育に関わる法令ともに遵守し、運営を行っている。また、個人情報の保護に関するe-ラーニング等を受講し、書類の管理や保管にも適切に対応している。	法令等の遵守は、研修を受講する等により適切に対応できている。公務員として法令に基づく服従の遵守も適切に実施している。また、個人情報の管理について、電子データ、書類（紙）ともに適切な場所へ保管している。	適切に対応できており、引き続き関係法令を遵守した適切な運営、運用に積極的に取り組んでいくこととしている。個人情報を扱う業務においても、電子媒体、紙媒体を問わず、外部との接続（接触）を遮断する措置を講じている。	法令遵守や個人情報保護については、すべての教職員がeラーニングの定期的な受講を行っていること、個人情報の保管方法の徹底等、適切な対応がとられており、自己評価は妥当である。
		30	個人情報に関し、その保護のための対策がとられている	4					
IX	社会貢献・地域貢献	31	センターの教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っている	4	あはき振興を意識した公開講座を引き続き行っている。また地域のIT専門の大学と連携し情報技術を活用した障害のある人への支援技術を社会に還元する社会貢献活動を推進し、公式SNS等を用いて情報発信をする準備をした。地域の障害への理解を深めるための移動支援講座の実施、まちづくり関連の行事に参加した。畑づくりのクラブ活動を通し近隣の盲学校との交流行事を利用者主体で実施した。評価項目32では、3年ぶりに事業公開をオンラインで実施、大学生の参加もみられた。	新型コロナの影響があったものの、可能な限り見学者の受け入れを行い、また、所沢市内の小中学生へ障害者スポーツの紹介、3年ぶりに開催したりハ並木祭や、施設の事業公開など、社会・地域への貢献に取り組んだ。	地域の方を対象とした公開講座の開催や、選挙時には施設の一部を投票所として解放する等地域貢献を行っている。オープンキャンパスにより、センターの事業内容の紹介及び見学、機器等の体験をしていただいた。	評価項目31については、コロナ禍の影響を受けて一定期間、施設の貸し出しを停止した昨年と異なり、地域や関係団体等への施設の開放機会を増している。事業公開については、訓練公開（オンライン形式）を開催するとともに、教育機関（大学）からの要請に基づき、施設見学と併せてダイアログインザダーク（注）の体験会を実施する等、社会貢献・地域貢献に取り組んでいる。	教育資源や施設等を活用した社会貢献、地域貢献については、各センターとも積極的に取り組んでおり、自己評価は妥当である。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響による活動の制約がある中、地域行事への参加、盲学校との交流、小中学生に対する障害者スポーツの体験や紹介、オープンキャンパスの実施及びダイアログ・イン・ザ・ダークの企画等、積極的に取り組んだ点を評価する。社会貢献・地域貢献は、障害者の理解の促進とともに、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの普及・振興につながる側面もあり、結果として利用者の就職支援にも資することから、継続的に取り組むことに期待する。
		32	地域や関係機関に対する事業の公開等を行っている	4					